

社会福祉法人みゆき福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みゆき福社会（以下「当法人」という。）定款第9条及び定款第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職金を支給し賞与及び車代は支給しない。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職金については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 日額報酬、車代については、別表3に定める額
- (2) 退職金については、別表3に定める算式により算出される額

(出張旅費)

第5条 役員等が当法人及び施設の業務のため出張したときは、本規程にかかわらず当法人の旅費規程に定める額を別に支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程の算定に基づく報酬及び退職金は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬等については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程に準じた日とする。
 - (2) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヵ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会務に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、あらかじめ支給方法について申出があった場合、役員等が指定する金融機関への口座振替の方法で報酬等を支給することができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算等)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が勤務形態の変更、退任又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における勤務形態の変更、就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(退職金の月割り計算)

第9条 常勤役員等の退職金算定における在任年数は1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、就任月並びに退任月については、月の途中であっても1ヶ月単位として扱うものとする。

- 2 非常勤役員等の退職金における在任年数は1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、就任月並びに退任月については、月の途中であっても1ヶ月単位として扱うものとする。
- 3 前各号に係る退職金は役員等の就任期間が1年未満の場合は支給しない。また、退職金支給に係る在任年数は、平成29年4月1日以降からその地位にあった期間を算定年数とする。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 11 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬額の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000 円
常務理事	月額 500,000 円
理事	月額 450,000 円

別表 2 (常勤役員等の退職金算定式)

退職金	就任期間に応じ、役員等報酬規程が定める別表 1 の月報酬額 (1ヶ月分) を積立てた総額。ただし、退職金の総額は上限 600 万円までとし、就業規則が定める退職金との併用はできないものとする
-----	---

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額 (源泉税控除後)
評議員会への出席	10,000 円
その他、法人及び施設業務のため出勤 (4 時間以上)	10,000 円
その他、法人及び施設業務のため出勤 (4 時間未満)	5,000 円
車代	5,000 円
退職金 (日額報酬 × 在任年数)	

(2) 非常勤の理事長

	日額 (源泉税控除後)
評議員会、理事会への出席	25,000 円
その他、法人業務のため出勤 (4 時間以上)	25,000 円
その他、法人業務のため出勤 (4 時間未満)	12,500 円
車代	5,000 円
退職金 (日額報酬 × 在任年数)	

(3) 非常勤常務理事

	日額 (源泉税控除後)
評議員会、理事会への出席	10,000 円
その他、法人及び施設業務のため出勤 (4 時間以上)	10,000 円
その他、法人及び施設業務のため出勤 (4 時間未満)	5,000 円
車代	5,000 円

退職金（日額報酬 × 在任年数）

(4) 非常勤理事及び監事

	日額（源泉税控除後）
評議員会、理事会への出席	5,000円
その他、法人及び施設業務のため出勤（4時間以上）	5,000円
その他、法人及び施設業務のため出勤（4時間未満）	2,500円
車代	5,000円
退職金（日額報酬 × 在任年数）	

その他

(1) 非常勤役員等の法人及び施設業務の取り扱い

理事会及び評議員会以外の法人及び施設業務については次のとおり定める。

ア 議事録への署名押印

イ 監事監査

ウ 行政による監査等（税務、労基など）

エ 上記他、文書（理事長命）による出勤命令等があったとき。ただし、常勤の理事長、常務理事、理事並びに業務執行権を有する非常勤理事長等は、出勤実績に基づき支給とする。